

“ヒット”商品創出事業 専門家派遣による（ハンズオン・食品大手企業とのコラボ）支援事業業務委託
公募型プロポーザル 質問及び回答（1 / 2）

No.	質問	回答
1	専門家派遣の要件で、“商品開発等支援の実績を有する者”とありますが、プロポーザルの時に、具体的実績内容の明示など必要ですか？また、社内での商品開発も該当しますか？	業務委託仕様書3（1）①「企画コーディネーターの配置」のAにある「商品開発等支援の実績を有する者」については、社内外における実績の別を問わず、企画提案書に記載してください。
2	支援対象事業者の要望内容により、支援者が支援可能な範囲で選定を行うことは可能ですか？	業務委託仕様書3（1）②「支援対象事業者の募集及び選定」により、発注者が設置する支援対象事業者を選定するための会議に受注者も出席し、支援対象事業者を選定します。
3	支援に際し、試作などで、材料費や施設費、マーケティング費用などを、支援者に別途請求は可能ですか？	支援対象事業者の商品開発等に係る試作の経費（材料費）は支援対象事業者負担になります。 テストマーケティングに係る費用（施設費、マーケティング費用）は受託者負担となるため、支援対象事業者へ請求はできません。

“ヒット”商品創出事業 専門家派遣による（ハンズオン・食品大手企業とのコラボ）支援事業業務委託
公募型プロポーザル 質問及び回答（2 / 2）

No.	質問	回答
4	専門家 1 個人での対応だけでなく、チームでの支援も可能ですか？	<p>業務委託仕様書 3（1）の「専門家派遣」においては、①「企画コーディネーター」に事業遂行の総括を求めており、アのとおり「加工食品の商品開発から販路開拓に至るまでの幅広い知識を有する者」としております。</p> <p>③「商品力向上アドバイザー」はアに掲げる（ア）から（ス）までの「各分野において高い専門性を有する実務経験者」であることが要件となっております。このとき、③のウのなお書きにあるとおり、「企画コーディネーターが専門的知識を有し、課題解決に対して、具体的かつ実践的な指導・助言が可能な場合は、①企画コーディネーターが③商品力アドバイザーの役割を併せ持ち、対応できる」こととなっております。</p>